

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2023年5月26日	
【会社名】	株式会社極楽湯ホールディングス	
【英訳名】	GOKURAKUYU HOLDINGS CO., LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長グループCEO 新川 隆 丈	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町二丁目4番地	
【電話番号】	03(5275)4126(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員CF0 鈴木 正 守	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町二丁目4番地	
【電話番号】	03(5275)4126(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員CF0 鈴木 正 守	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	1,894,100,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2-1)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	8,060,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 新規発行については、2023年5月26日(金)開催の当社取締役会(以下、「本取締役会」といいます。)において決議しておりますが、2023年6月28日(水)開催予定の当社定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)において、有利発行及び大規模な希薄化に係る第三者割当増資の議案として承認されることが条件となります。

2 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	8,060,000株	1,894,100,000	947,050,000
一般募集			
計(総発行株式)	8,060,000株	1,894,100,000	947,050,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、本第三者割当新株式発行に係る会社法上の払込金額の総額であります。資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
235	117.5	100株	2023年6月29日(木)		2023年7月31日(月)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3 当社は、本届出書の効力発生を受け、割当予定先と募集株式の引受契約に関する合意書を締結予定です。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みを行い、払込期日に後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。

5 上記株式を割当てたものからの申し込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅します。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社極楽湯ホールディングス 財務部	東京都千代田区麹町二丁目4番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 麹町支店	東京都千代田区麹町六丁目2番6号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,894,100,000	10,484,000	1,883,616,000

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 2 発行諸費用の概算額の内訳は、登録免許税6,630千円、登記手続き費用154千円、有価証券届出書作成費用900千円、割当先調査費用等2,800千円であります。
 3 新規発行による手取金の使途とは本第三者割当新株式発行による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本第三者割当新株式発行に係る諸費用の概算額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額1,883,616,000円につきましては、金融機関の借入金返済、「極楽湯 和光店」大規模リニューアル費用として全額充当する予定であります。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
金融機関の借入金返済	1,529,893,840	2023年10月～2023年12月
「極楽湯 和光店」大規模リニューアル	353,722,160	2023年8月～2023年11月

- (注) 1 支出までの資金管理につきましては、当社名義の銀行預金口座において適切に管理いたします。
 2 取引金融機関26行からの借入金の残高は9,240,203千円であり、本第三者割当増資による調達資金のうち金融機関からの借入金の返済の充当額1,529,893,840円に加えて、営業回収キャッシュ・フロー等から獲得した現預金のうち返済可能と判断した額を取引金融機関に返済する予定であります。各取引金融機関の返済金額について全ての取引金融機関へ説明し、協議する時間が必要ですので、支出予定時期については2023年10月から2023年12月としております。
 3 本株式の発行価額の総額から本株式に係る発行諸費用概算額10,484,000円を差し引いた金額を調達額としています。
 4 2022年4月11日付で発行しました第26回新株予約権につきまして、本第三者割当増資による新株の発行等に伴い、2023年6月12日付でS M B C日興証券株式会社から残存する本新株予約権28,782個全てを取得し、消却することにいたしました。

第26回新株予約権の発行時の内容と現時点の状況

割当日	2022年4月11日
発行新株予約権数	49,000個
発行価額	本新株予約権1個当たり120円(総額5,880,000円)
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	1,436,680,000円(差引手取概算額:1,427,680,000円) (内訳)新株予約権発行分:5,880,000円 新株予約権行使分:1,430,800,000円 発行諸費用の概算額:9,000,000円
割当先	S M B C 日興証券株式会社
募集時における発行済株式数	20,638,800株
当該募集による潜在株式数	4,900,000株
現時点における行使状況	2,021,800株(残新株予約権数28,782個)
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	429百万円
発行時における当初の資金使途	金融機関からの借入金の返済:1,078百万円 既存店舗の更新投資:350百万円
発行時における支出予定時期	金融機関からの借入金の返済:2022年12月~2025年3月 既存店舗の更新投資:2022年10月~2025年3月
現時点における資金の充当状況	2022年9月迄に調達した150百万円について金融機関からの借入金の返済原資として全額充当しました。 2022年10月以降に調達した279百万円については、全額を既存店舗の更新投資として使用しました。

「極楽湯 和光店」大規模リニューアルの具体的な資金使途

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
システム投資	45,873,773	2023年10月~2023年11月
建築工事・什器備品費用	307,848,387	2023年8月~2023年11月

(注) 1 「極楽湯 和光店」の大規模リニューアルオープンは、2023年8月上旬を予定しており、建築工事・什器備品費用の内訳は以下のとおりであります。
内訳: 改装工事166,321千円、設備工事34,300千円、電気工事13,500千円、設計費8,000千円、水処理関連工事10,940千円、厨房工事5,250千円、サイン・意匠工事6,622千円、移動家具9,100千円、ロッカー9,329千円、都市ガス工事16,500千円、仮払消費税27,986千円

(第三者割当増資の目的及び理由)

今回の第三者割当増資は、金融機関との取引の正常化について早期実現を図ること、財務体質の強化、業績の改善を主な目的としております。

当社グループは、ここ数年における新型コロナウイルスの影響により国内、中国で展開している温浴事業の集客や業績が落ち込みをみせたことで、2020年3月期から4期連続で最終赤字を計上しており、業績の改善が急務となっております。また、会計上では多額の減損会計による特別損失等の計上を受け、2022年3月期連結決算では債務超過となり、上場廃止に係る2年間の猶予期間入り銘柄となりました。2023年3月期連結決算では前期に続き、

減損会計による特別損失等の計上があったものの、2022年4月11日付で発行した第26回新株予約権(以下、「第26回新株予約権」といいます。)の行使による資本金等の増加により純資産が149百万円のプラスとなりましたが、今後の見通しは不透明であり、再び純資産がマイナスになる可能性もあるため、財務体質の強化が必要と考えております。

また、2020年6月から金融機関からの借入金について返済猶予を半年ごとに受けており、こうした状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するものと認識していることから、金融機関への借入金の返済を再開するなど取引の正常化が必要となっております。

これらの実現のためには、増資による金融機関への返済資金及び業績改善のための投資資金の調達並びに自己資本の充実が必要であると考え、様々なスキームを検討したところ、今後の減損リスクにも耐えうる資金規模及び早期実行が可能な本第三者割当増資が適切と判断いたしました。なお、本第三者割当増資は、当社グループの中国フランチャイズ関係先、日本の取引先等に対する割当を予定しており、割当予定先からは当社グループの経営理念並びに事業への取り組みに対する理解と合わせ、中長期的な協力体制と株式の長期保有の意思を示していただいております。

ただし、本第三者割当増資は、発行済株式総数の35.34%の大規模な希薄化が生じることとなり、既存株主への影響が著しく大きいものになると判断し、株主総会で株主の意思を確認した上で実施することが適当であると考え、本定時株主総会において、特別決議として株主の皆様意思確認をさせていただき、その承認を得た上で本第三者割当増資を行うことといたしました。

当社グループは、本第三者割当増資により、財務体質の強化に加え、当社グループ旗艦店である「極楽湯 和光店」の大規模リニューアルによって業績改善に繋げ、金融機関との取引の正常化へと進めることで継続企業の前提に関する重要事象等のリスクの見直しを図ることができ、継続的かつ安定的な成長を続けることができると確信しております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	合同会社ミライスポーツベンチャーズ	
	所在地	東京都千代田区有楽町一丁目10番1号 有楽町ビル11階1117	
	代表者の役職及び氏名	代表社員 株式会社Mirai Nihon Ventures 職務執行者 後藤研二	
	資本金	150,000円	
	事業の内容	文化事業・スポーツ等の興行及び仲介事業 有価証券の取得、投資、売買、保有及び運用	
	主たる出資者及びその出資比率	後藤研二 66.67%	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	株式会社Mirai Nihon Venturesの代表取締役である後藤 研二氏は、当社の取締役に就任しております。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定先の概要	名称	金之泉酒店投資管理有限公司	
	所在地	UNIT 704, 7/F., CONCORDIA PLAZA, NO.1 SCIENCE MUSEUM ROAD, TSIM SHA TSUI EAST, KOWLOON, HONG KONG.	
	代表者の役職及び氏名	董事 劉曉鋒	
	資本金	1 HK\$(香港ドル)	
	事業の内容	投資事業	
	主たる出資者及びその出資比率	金之泉有限公司 100%	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	当社株式438,900株を保有しています(持分比率 1.92%)
	人事関係	代表者である劉曉鋒氏は、当社グループの以下に就任しております。 極楽湯中国控股有限公司 董事	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	中国におけるFC加盟候補先であります。	

(注) 同社は投資事業を目的として香港に設立された法人で、株主である金之泉有限公司(董事 劉曉鋒)は英国領ヴァージン諸島に登録されており、当社の香港子会社(極楽湯中国控股有限公司)の株主であります。

a. 割当予定先の概要	氏名	胡 曉艷	
	住所	中国上海市	
	職業の内容	勤務先の名称及び役職	上海富爾富投資管理有限公司 董事長
		所在地	中国上海市崇明区新村鄉耀洲路741号 5 幢6892室
	事業の内容	投資管理	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	中国のFC加盟候補先のオーナーであります。	

a. 割当予定先の概要	氏名	吳 錦平	
	住所	中国江蘇省無錫市	
	職業の内容	勤務先の名称及び役職	無錫博大置業有限公司 執行董事兼總經理
		所在地	中国江蘇省無錫市太湖街道錫南路216 - 3号 6階
	事業の内容	不動産の開発、及び経営・管理	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社株式350,000株を保有しています(持株比率 1.53%)	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	中国江蘇省無錫市にある「極楽湯 博大温泉館」のフランチャイズ契約(以下「FC契約」といいます。)先の執行董事兼總經理であります。	

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社奥田商店	
	所在地	京都市中京区河原町通三条下ル 2 丁目山崎町233 - 2	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 奥田悌二	
	資本金	1,000万円	
	事業の内容	業務用酒類、飲食料品の卸売り及び小売り他	
	主たる出資者及びその出資比率	奥田悌二 70%	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	当社日本子会社の酒類仕入先であります。	

c. 割当予定先の選定理由

合同会社ミライスポーツベンチャーズ

同社は、様々な事業への投資をメインとした企業体であり、当社の社外取締役である後藤研二氏が代表を務める株式会社Mirai Nihon Venturesが2020年9月に100%出資で設立しました。同社の代表社員であるこの会社は、「日本発、世界初」のイノベーションを起こす事業に投資するビジョンを掲げており、当社が日本文化でもある温浴事業を国内で癒しを提供する企業としてコラボなど新たな付加価値を模索するとともに、世界へ発信しようとする当社の経営理念や方針にご理解いただくとともに共感をもって今後の協力姿勢を示していただきました。今回の割当増資については、2022年8月に当社グループが債務超過で上場廃止に係る猶予期間入りを発表してすぐに資本政策について打診し、約半年にわたって協議を重ねた結果、賛同を得たため割当予定先として選定することになりました。

なお、同社は文化・スポーツに関する投資事業を目的に設立された会社であることから同社を割当予定先としております。

金之泉酒店投資管理有限公司

同社の代表である、劉曉鋒氏は、当社の経営理念に共感するとともに、当社グループの温浴事業の展開に理解と協力姿勢を示していただき、2017年8月に割当増資を引き受けていただいた実績があります。当該割当増資以後、同社代表の劉曉鋒氏と当社中国グループは関係を強めており、当社中国グループを統括する極楽湯中国控股有限公司の董事にも就任いただいております。今回の割当増資については、2022年8月に当社グループが債務超過で上場廃止に係る猶予期間入りを発表した翌9月に資本政策について打診し、約半年にわたって協議を重ねた結果、賛同を得たため、割当予定先として選定することになりました。

なお、中国国内の法人よりも香港の法人の方が割当増資における海外送金などの手続き面で円滑に進めやすいこと、かつ、同社は投資事業を目的に設立された会社であることから同社を割当予定先としております。

胡 曉艷

当社グループは、中国における事業展開において、上海、長春での直営店を運営し、FC店舗の出店を推進しております。胡曉艷氏は、温浴施設の運営に関心がありFC店舗の出店を検討しており、関係性を深める中で当社の経営理念に共感いただき、当社グループの温浴事業の今後の展開に理解と協力姿勢を示していただきました。2022年8月に当社グループが債務超過で上場廃止に係る猶予期間入りを発表した後、2022年10月に資本政策について打診し、約半年にわたって協議を重ねた結果、賛同を得たことから割当予定先として選定いたしました。当社グループの企業理念及び事業展開への理解に加えて、当社との中長期的な協力関係の維持を示していただいております。

呉 錦平

当社グループは、中国における事業展開において、上海、長春での直営店に加え、FC店舗の出店を推進しております。呉 錦平氏は、江蘇省無錫市にて当社グループのFC店舗「極楽湯 博大温泉館」を運営する「無錫博大置業有限公司」の執行董事兼総経理であり、2017年8月の第三者割当増資を引き受けていただいた実績がございます。当社の経営理念に共感し、当社グループの温浴事業の展開に理解と協力姿勢を示していただき、中国FC契約先の中でも当社との連携に強い意欲をお持ちいただいております。今回の割当増資については、2022年8月に当社グループが債務超過で上場廃止に係る猶予期間入りを発表した翌9月に資本政策について打診し、約半年にわたって協議を重ねた結果、賛同を得たため、割当予定先として選定することになりました。

株式会社奥田商店

同社は、当社国内グループの直営店舗の酒類に関する仕入について、長きにわたり取引しております。今までの取引実績から関係性を深める中で当社の経営理念に共感いただき、当社グループの温浴事業の今後の展開に理解と協力姿勢を示していただいております。今回の割当増資について、2023年5月に事業規模及び協力体制等を総合的に勘案したうえで打診したところ、賛同を得たことから割当予定先として選定いたしました。当社グループの企業理念及び事業展開への理解に加えて、当社との中長期的な協力関係の維持を示していただいております。

d. 割り当てようとする株式の数

合同会社ミライスポーツベンチャーズ	当社普通株式	3,000,000株
金之泉酒店投資管理有限公司	当社普通株式	2,520,000株
胡 曉艷	当社普通株式	1,250,000株
吳 錦平	当社普通株式	860,000株
株式会社奥田商店	当社普通株式	430,000株

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先が、本件第三者割当により取得する株式の保有方針について、当社との一層の関係強化の主旨に鑑み、長期的に継続して保有する意向であることをそれぞれ割当予定先から書面にて確認しております。

また、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに合意することにつき、それぞれ割当予定先から確約書を取得しております。

なお、割当予定先及び当社との関係者間で本割当増資に関するその他の契約及び株券消費貸借契約等を締結しておりません。

f. 割当先の払込みに要する資金等の状況

合同会社ミライスポーツベンチャーズ

当社は、その資金が借入による資金調達を2023年7月末までに実行する予定であることを口頭にて説明を受けております。当社は、2023年5月26日時点で、同社より浅井将雄氏(合同会社ミライスポーツベンチャーズの代表である株式会社Mirai Nihon Venturesの筆頭株主)と金銭消費貸借契約書を締結済みであることを確認し、資金の拠出者である浅井氏が当該資金を上回る資金を保有していることを預金資料にて確認しております。

金之泉酒店投資管理有限公司

当社は、払込に要する資金について、自己資金を不足する分は代表である劉曉鋒氏個人の資金を貸し付ける旨の説明を口頭で受けております。当社は、同社及び劉曉鋒氏の金融機関の資産報告資料と金銭消費貸借契約書の写しの提出を受け、2023年5月23日時点で確認しております。当社への払込期日時点において要する資金については、特段問題ないと判断しております。

胡 曉艷

当社は、胡曉艷氏から払込に要する資金が貴州華爾盛新材料有限公司(所在地:貴州省安順市、法定代表人:董事兼總經理 徐松、同社大株主である貴州隆欣達化工科技有限公司(所在地:貴州省安順市、法定代表人:執行董事兼總經理 胡爾康)は胡曉艷氏の子供が過半数を持つ大株主であります。)から借入により資金調達する旨の説明を口頭で受けました。当社は、2023年5月22日時点で同社との金銭消費貸借契約書を確認し、同社が本件第三者割当の払込に要する資金を上回る預金残高を有していることがわかる資料(直近決算書、預金残高資料)の提出を受け、同時に確認しております。当社への払込期日時点において要する資金については、特段問題ないと判断しております。

吳 錦平

当社は、吳錦平氏から払込に要する資金のうち、自己資金で不足する金額を借入調達する旨の説明を口頭で受け、吳錦平氏から本件第三者割当の払込に要する資金を上回る十分な預金残高を貸付人である無錫盛鑫置業有限公司(所在地:無錫市建築路、法定代表人:執行董事兼總經理 吳錦平)が保有していることがわかる資料の提出を受け、確認しました。なお、同社と吳錦平氏が締結した金銭消費貸借契約書の写しを2023年5月17日時点で確認しており、当社への払込期日時点において要する資金については、特段問題ないと判断しております。

株式会社奥田商店

当社は、同社から口頭にて同社が払込に要する資金が自己資金である旨の説明を受けております。当社は、同社より直近の決算書及び金融機関の残高確認資料の提出を受け、2023年5月12日時点で確認しておりますので、当社への払込期日時点において要する資金については、特段問題ないと判断しております。

g. 割当予定先の実態

合同会社ミライスポーツベンチャーズ

当社は、「暴力団等反社会勢力でないこと等に関する確約書」を入手し、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して断固として対決していくとの記載を確認して、株式会社東京証券取引所に提出しております。また、株式会社帝国データバンク(所在地：東京都港区、代表者：後藤信夫)により、割当予定先が株主構成や役員などの実態について調査した資料を入手しております。これら資料により、暴力団等である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実は一切無いものと判断しております。

金之泉酒店投資管理有限公司

同社は、香港に設立され、投資事業を手掛け、中国国内での事業展開を積極的に推進しております。株式会社JPリサーチ&コンサルティング(所在地：東京都港区、代表者：古野啓介)の調査結果より、割当予定先が暴力団等である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実は一切無いものとの判断しております。

胡 曉艷

同氏は、当社中国グループが展開する温浴事業に関心を持っており、FC契約を検討している候補先であります。株式会社JPリサーチ&コンサルティングの調査結果より、割当予定先が暴力団等である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実は一切無いものと判断しております。

呉 錦平

同氏が設立し、「極楽湯 博大温泉館」(FC店舗)を運営している無錫博大置業有限公司(所在地：無錫市濱湖区、法定代表人：総経理、董事 呉錦平)は無錫市に開発プロジェクト等、不動産開発から運営・管理まで幅広く手掛けております。株式会社JPリサーチ&コンサルティングの調査結果より、割当予定先が暴力団等である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実は一切無いものと判断しております。

株式会社奥田商店

同社は、当社グループの取引実績があり、当社と協力関係を長く構築してきました。当社は、同社より「暴力団等反社会勢力でないこと等に関する確約書」を入手しており、株式会社東京証券取引所に提出しております。また、株式会社帝国データバンク(所在地：東京都港区、代表者：後藤信夫)により、割当予定先の株主構成や役員などについて調査した資料を入手しております。これら資料により、暴力団等である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実は一切無いものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性に関する考え方

新株式発行の割当価額につきましては、当社グループが2020年3月期以降、4期連続で減損損失の計上等により親会社株主に帰属する当期純損失を計上していること、2022年3月期において上場廃止懸念となる債務超過となっていること、継続企業の前提に関する重要な事象等を生じていること等を踏まえ、割当予定先との複数回の協議の上、本第三者割当増資における1株当たりの割当価額を235円として決定しました。

1株当たり割当価額235円については、現在の株価水準と比較すると大幅なディスカウントであるものの、割当予定先として本スキームを引き受けるにあたり、当社の財務状況及び当社株式の流動性等を考慮した結果、2022年10月から2023年3月までの当社普通株式の終値平均株価が231円(円未満端数切上)であったことを踏まえ、当該金額が上限の金額であるとの説明を受け、当社取締役会としても現在の財政状況や直近の業績に加え、目標とする2023年内に金融機関の借入金返済の再開など取引の正常化をするまでの時間的制約を考慮すると、本スキームと同等以上のスピード感をもって本スキーム以上の金額を他の方法で調達することは難しいと判断いたしました。

割当価額(235円)につきましては、取締役会決議の日の直前1ヶ月間における当社普通株式の終値の平均株価312円(円未満端数切上)に比べ24.7%のディスカウント、取締役会決議の日の直前1週間における当社普通株式の終値の平均株価338円(円未満端数切上)に比べ30.5%のディスカウント、取締役会決議の日の直前取引日における当社普通株式の終値358円に対し34.4%のディスカウントとなります。かかるディスカウント率にて本第三者割当増資の新株を発行することは、割当予定先に特に有利な条件で発行することに該当する可能性があるかと判断し、本定時株主総会にて、本第三者割当増資の有利発行(本第三者割当増資の割当価格が引き受けるものに特に有利な価格であることをいいます。)及びこれに伴う大規模な希薄化に関する議案の承認(特別決議)を得ることといたしました。

なお、割当価額(235円)について、本新株式発行に係る取締役会に出席した全監査役(常勤監査役1名及び非常勤監査役2名(社外監査役))から、上記の理由に基づき、割当価額(235円)の算定根拠には合理性がある旨の意見をしております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

2023年3月31日現在の当社発行済株式総数は22,808,300株であり、総議決権数は227,928個であります。本件第三者割当による新株式の発行株式数は、8,060,000株(総議決件数80,600個)であり、当社の発行済株式数(22,808,300株)の35.34%、総議決権数(227,928個)の35.36%に相当し、当社普通株式に大規模な希薄化が生じることとなります。

上記「4 新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途」に記載のとおり、現在、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するものと認識しており、今回の調達資金を金融機関からの借入金の返済及び極楽湯 和光店の大規模リニューアルへの投資に充当することによって、財務体質の強化と業績の改善を図ります。今回の調達資金のうち、1,529,893,840円を金融機関からの借入金(現在の残高9,240,203千円)の返済に充当することによって、2023年内に現実的な中期返済計画を立て、金融機関への返済を再開するなど取引の正常化を図ることが出来ますので、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が早期に見直されることとなり、継続的かつ安定的な成長を続けることができるものと確信しております。以上より、本第三者割当増資の発行数量及び株式の希薄化の規模について合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本資金調達により発行される株式の総数8,060,000株に係る割当議決権総数は、80,600個であり、2023年3月31日現在の当社の総議決権数227,928個に占める割合が35.36%となります。そのため、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合 (%)
合同会社ミライスポーツ ベンチャーズ	東京都千代田区有楽町一丁目 10番1号 有楽町ビル11階1117	0	0	3,000,000	9.72
金之泉酒店投資管理有限 公司	UNIT 704, 7/F., CONCORDIA PLAZA, NO.1 SCIENCE MUSEUM ROAD, TSIM SHA TSUI EAST, KOWLOON, HONG KONG.	438,900	1.93	2,958,900	9.59
胡 曉艷	中国上海市	0	0	1,250,000	4.05
呉 錦平	中国江蘇省無錫市	350,000	1.54	1,210,000	3.92
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋1丁目23 - 1	500,000	2.19	500,000	1.62
株式会社奥田商店	京都市中京区河原町通三条下 ル2丁目山崎町233 - 2	0	0	430,000	1.39
新川 隆丈	東京都世田谷区	379,500	1.66	379,500	1.23
株式会社久世	東京都豊島区東池袋2丁目29 - 7	300,000	1.32	300,000	0.97
インタラクティブ・ブ ローカーズ証券(株)	東京都千代田区霞が関3丁目 2番5号	280,000	1.23	280,000	0.91
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目 1 - 2	204,000	0.90	204,000	0.66
計		2,452,400	10.76	10,512,400	34.07

(注) 1 2023年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2023年3月31日現在の総議決権数(227,928個)に、本第三者割当の新株式発行により増加する議決権数(80,600個)を加えて算出した数値であります。

3 割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点3位を四捨五入しております。

4 上記のほか、当社が保有している自己株式が75株あります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

今回の第三者割当増資は、金融機関との取引の正常化について早期実現を図ること、財務資本の強化、業績の改善を主な目的としております。

ここ数年における新型コロナウイルスの影響により国内、中国で展開している当社グループの温浴事業の集客や業績が落ち込みをみせたことで、2020年6月から金融機関への返済猶予の要請を余儀なくされました。また、会計上では多額の減損会計による特別損失等の計上を受け、2022年3月期連結決算では債務超過となりました。2023年3月期連結決算では前期に続き、減損会計による特別損失等の計上があったものの、第26回新株予約権による資本金等の増加により純資産が149百万円のプラスとなりました。しかしながら、今後の見通しが不透明であり、再び純資産がマイナスになる可能性もあり、財務体質の強化が必要と考えております。

また、金融機関からの借入金について返済猶予を半年ごとに受けている状況から、継続企業の前提に関する重要事象等のリスクが生じておりますが、金融機関との取引の正常化を2023年内に図るつもりでおります。その実現のためには、返済資金の調達・獲得が必要であると考え、様々なスキームを検討したところ、今後の減損リスクにも耐えうる資金規模及び早期実行が可能な本第三者割当増資が適切と判断いたしました。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本資金調達によって増加する株式数は、発行済株式総数の35.34%であり、上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、25%以上の希薄化が生じることとなるため、東証の定める有価証券上場規程第432条の定めにより、下記のいずれかの手続きが必要となります。

- a. 経営陣から一定程度独立した者(第三者委員会、社外取締役、社外監査役等)による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手
- b. 株主総会の決議等(勧告的決議を含む。)の株主の意思確認

当社取締役会は、本資金調達によって発行済株式総数の35.34%の大規模な希薄化が生じること等から、既存株主への影響が著しく大きいものになると判断しており、第三者委員会等の独立機関ではなく、株主総会で株主の意思を確認した上で実施することが適当であると考えました。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当増資が承認され新株が発行された場合に25%以上の希薄化が生じるため大規模な第三者割当増資に該当することとなります。このように本資金調達は大規模な第三者割当増資に該当することから、既存株主の株主価値を損なうおそれがあります。そこで当社は、東証の定める規則に従い、本定時株主総会において、株主の皆様への意思確認をさせていただき、その承認を得た上で本資金調達を行うことといたしました。

なお、当社は、このように株主の皆様からの意思確認の方法として最も直接的な方法である株主総会でのご承認をいただくことを本資金調達の条件としたため、経営者から独立した第三者による意見の入手は予定しておりません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の最近事業年度に係る有価証券報告書(第43期)の提出日(2022年8月29日)以降、本有価証券届出書提出日(2023年5月26日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

(2022年9月29日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は、2022年9月28日開催の当社第43期定時株主総会で決議された会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権を発行することについて、同日開催の当社取締役会において、2022年9月28日に当社取締役、監査役、従業員、グループ会社従業員に対して、当該新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 銘柄

株式会社極楽湯ホールディングス第27回新株予約権

(2) 発行数

6,780個(新株予約権1個につき当社普通株式100株)

(3) 発行価格

無償とする。

(4) 発行価額の総額

193,230,000円

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式 678,000株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。

当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整される。ただし、かかる調整は、当該調整の時点で権利行使していない各新株予約権の目的たる株式の数(以下「未発行付与株式数」という。)についてのみ行われ、調整により生じる1株の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権 1 個当たり 285円

各新株予約権行使に際して払い込むべき金額は、新株予約権の行使により交付を受ける株式 1 株当たりの払込金額(以下「行使価格」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を含まない。)を行うときは、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「自己株式処分前の株価」に読み替えるものとする。

また、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

(7) 新株予約権の行使期間

2024年10月1日から2028年9月30日まで

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役、従業員、グループ子会社取締役またはグループ子会社従業員の地位を失った後も、これを行使することができる。

但し、新株予約権者が次の事由のいずれかに該当する場合は、新株予約権を行使することができない。

) 取締役、監査役もしくはグループ子会社取締役を解任され、または正当な理由なく辞任した場合

) 従業員、グループ子会社従業員を解雇された場合

) 取締役、監査役、従業員、グループ子会社取締役またはグループ子会社従業員が、当社と競業する会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社の利益に反する行為を行ったと認められる場合

) 取締役、監査役、グループ子会社取締役の在任期間が1年に満たず(但し、取締役及びグループ子会社取締役については任期を一期満了している場合を除く)、または割当日から6か月に満たない場合

) 退職した従業員(管理職を除く)、グループ子会社従業員(管理職を除く)の在籍期間が3年に満たず、または割当日から1年に満たない場合

) 退職した従業員(管理職)、グループ子会社従業員(管理職)の在籍期間が1年に満たず、または割当日から1年に満たない場合

新株予約権の相続による承継は、新株予約権者が被相続人となる相続においてのみ、これを認める。当該相続後の相続における相続人は、新株予約権を承継することができない。

割当日から権利行使時に至るまでの間、新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(8) 乃至 の在任又はは在籍期間の算定については、新株予約権者にグループ会社間の異動(地位の変更)があった場合には、グループ会社の役員又は従業員として在任又はは在籍した期間を通算するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうち資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(9)記載の資本金等増加限度額から上記(9)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役	7名	2,200個
当社監査役	3名	200個
当社従業員	6名	920個
グループ子会社従業員	149名	3,460個

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係
株式会社極楽湯 当社の完全子会社

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要の場合は、取締役会の承認がなされた場合)、当社は、当社取締役会において別途定める日において、無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が前記(8)の新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途定める日において、新株予約権を無償で取得することができる。

(2022年9月29日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は、2022年9月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年9月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役7名選任の件

新川 隆文、羽塚 聡、鈴木 正守、山本 真司、佐藤 剛史、後藤 研二及び上野 建太郎を取締役に選任するものであります。

第3号議案 会計監査人選任の件

第4号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	96,278	2,428	0	(注)1	可決 95.35
第2号議案					
新川 隆丈	94,677	4,029	0	(注)2	可決 93.76
羽塚 聡	94,862	3,844	0		可決 93.95
鈴木 正守	94,880	3,826	0		可決 93.97
山本 真司	94,922	3,784	0		可決 94.01
佐藤 剛史	94,936	3,770	0		可決 94.02
後藤 研二	94,597	4,109	0		可決 93.69
上野 建太郎	94,577	4,129	0		可決 93.67
第3号議案	95,876	2,830	0	(注)2	可決 94.95
第4号議案	92,759	5,947	0	(注)1	可決 91.86

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2023年5月26日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は、2023年5月26日開催の取締役会において、当社の連結子会社及び関係会社に対する債権放棄並びに債権譲渡を決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該債務者の名称、住所、代表者の氏名及び資本金

極楽湯中国控股有限公司

名称	極楽湯中国控股有限公司
住所	TLAT/RM A, 12/F ZJ 300, 300 LOCKHART ROAD, WAN CHAI, HONGKONG
代表者の氏名	新川 隆丈
資本金	2,881百万円

極楽湯(上海)沐浴股份有限公司

名称	極楽湯(上海)沐浴股份有限公司
住所	中国上海市浦东新区新金桥路600号
代表者の氏名	新川 隆丈
資本金	7,600万元

極楽湯(上海)沐浴管理有限公司

名称	極楽湯(上海)沐浴管理有限公司
住所	中国上海市普陀区祁連山南路398号
代表者の氏名	新川 隆丈
資本金	4,205万元

極楽湯(武漢)沐浴有限公司

名称	極楽湯(武漢)沐浴有限公司
住所	中国武漢市東西湖区將軍路街道辦事処金銀罈大道96号 海昌武漢極地海洋世界商業一期408商舖
代表者の氏名	新川 隆丈
資本金	8億5,000万円

吉林極楽湯酒店管理有限公司

名称	吉林極楽湯酒店管理有限公司
住所	中国吉林省長春市高新技术産業開発区飛躍路2566号7階
代表者の氏名	王 蕾
資本金	3,000万元

極楽湯(杭州)酒店管理有限公司

名称	極楽湯(杭州)酒店管理有限公司
住所	中国浙江省杭州市拱墅区祥園路99号2号楼226室
代表者の氏名	王 蕾
資本金	4,000万元

旅籠(上海)酒店管理有限公司

名称	旅籠(上海)酒店管理有限公司
住所	中国浦東新区新川路71号
代表者の氏名	顧 文暉
資本金	2,000万元

極楽湯(上海)酒店管理有限公司

名称	極楽湯(上海)酒店管理有限公司
住所	中国上海市嘉定区澄瀏中路3198弄21号
代表者の氏名	馬 衛衛
資本金	2,400万元

(2) 当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

2023年5月26日開催の当社取締役会において、2023年7月31日を実行予定日として、当社の連結子会社及び関係会社に対して保有する債権の一部を除き、放棄並びに譲渡することを決議いたしました。

(3)当該債務者に対する債権の種類及び金額と処理方法

相手先	債権の種類	債権の金額	処理方法
極楽湯中国控股有限公司	貸付金	580百万円	に対して譲渡
	未収利息	108百万円	放棄(免除)
極楽湯(上海)沐浴股份有限公司	貸付金	645百万円	に対して譲渡
	未収利息	173百万円	放棄(免除)
	売掛金	30百万円	放棄(免除)
極楽湯(上海)沐浴管理有限公司	売掛金	27百万円	放棄(免除)
極楽湯(武漢)沐浴有限公司	貸付金	591百万円	放棄(免除)
	未収利息	22百万円	放棄(免除)
	売掛金	8百万円	放棄(免除)
吉林極楽湯酒店管理有限公司	貸付金	761百万円	に対して譲渡
	未収利息	81百万円	放棄(免除)
	売掛金	29百万円	放棄(免除)
極楽湯(杭州)酒店管理有限公司	貸付金	193百万円	に対して譲渡
	未収利息	14百万円	放棄(免除)
旅籠(上海)酒店管理有限公司	貸付金	169百万円	に対して譲渡
	未収利息	18百万円	放棄(免除)
極楽湯(上海)酒店管理有限公司	貸付金	396百万円	放棄(免除)
	未収利息	12百万円	放棄(免除)
合計		3,865百万円	

(注) 1. 譲渡価額については、1元など備忘価格とする予定であります。

(4) 当該事実が当該提出会社の事業に及ぼす影響

当該債権放棄並びに債権譲渡については、既に過年度において計上済みの貸倒引当金との差額473百万円を2023年3月期個別決算において特別損失に計上いたしました。なお、連結決算においては相殺消去されるため、2023年3月期の連結業績に与える影響はありません。

なお、2024年3月期の個別、連結業績に与える影響については、軽微であります。

2. 資本金の増減

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第43期)の提出日(2022年8月29日)以後、本有価証券届出書提出日(2023年5月26日)までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金残高 (千円)
2022年8月30日～ 2023年5月26日	1,862,700	22,808,300	206,332	4,216,509	206,332	1,563,109

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

3. 事業等のリスクについて

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第43期)の提出日(2022年8月29日)及び四半期報告書(第44期第3四半期)の提出日(2023年2月14日)以降、本有価証券届出書提出日(2023年5月26日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、下記のとおり変更がありました。

「2 事業等のリスク」について 訂正した個所に下線を付しております。

(前略)

(15) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、日本と中国で新型コロナウイルスの感染拡大により、継続して重要な親会社株主に帰属する当期純損失を計上した結果、前連結会計年度末の純資産は12百万円の債務超過となりました。しかしながら、当連結会計年度においては、中国でのゼロコロナ政策に基づく臨時休業や減損損失の計上が大きく影響し、親会社株主に帰属する当期純損失となったものの、第26回新株予約権の行使による資金調達等により、当連結会計年度末の純資産は149百万円となり債務超過を解消いたしました。

これらの状況に加え、当社の有利子負債について、すべての取引金融機関からの支援(返済猶予)について理解を得られているものの、業績や財務体質が正常化するまで支援が確約されているものではないことから、当社グループは継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

(後略)

4. 最近の業績の概要

2023年5月19日に開示いたしました、2023年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載されている第44期(自2022年4月1日至2023年3月31日)連結会計年度の連結財務諸表は、以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

(2023年5月19日提出の決算短信)

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,230,695	5,487,972
売掛金	247,151	410,070
未収入金	11,751	17,587
棚卸資産	92,146	93,019
その他	306,232	139,417
流動資産合計	6,887,976	6,148,067
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	16,347,616	16,230,083
減価償却累計額	10,198,525	10,899,106
建物及び構築物(純額)	6,149,091	5,330,977
工具、器具及び備品	1,422,405	1,444,413
減価償却累計額	1,196,497	1,175,652
工具、器具及び備品(純額)	225,907	268,761
土地	1,393,241	1,393,241
建設仮勘定	5,571	18,118
有形固定資産合計	7,773,811	7,011,099
無形固定資産		
その他	33,124	26,654
無形固定資産合計	33,124	26,654
投資その他の資産		
投資有価証券	592,015	142,625
長期貸付金	421,346	423,049
敷金及び保証金	1,298,543	1,293,670
関係会社株式	326,339	345,086
その他	614,631	440,613
貸倒引当金	673,542	659,523
投資その他の資産合計	2,579,333	1,985,521
固定資産合計	10,386,270	9,023,275
資産合計	17,274,246	15,171,342

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	253,162	465,947
短期借入金	1,631,500	1,316,053
1年内返済予定の長期借入金	2,519,738	2,515,792
未払金	641,587	846,937
未払法人税等	248,339	77,750
前受金	1,550,606	1,618,882
賞与引当金	37,394	44,448
その他	1,109,442	680,906
流動負債合計	7,991,771	7,566,718
固定負債		
長期借入金	7,249,788	5,408,357
退職給付に係る負債	144,368	156,867
資産除去債務	1,447,104	1,463,995
繰延税金負債	403,317	387,745
その他	50,591	38,303
固定負債合計	9,295,170	7,455,270
負債合計	17,286,941	15,021,988
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,973,338	4,216,509
資本剰余金	3,549,472	3,792,643
利益剰余金	7,665,630	7,970,090
自己株式	37	37
株主資本合計	142,856	39,026
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,808	156
為替換算調整勘定	191,819	176,609
その他の包括利益累計額合計	194,627	176,765
新株予約権	324,789	287,093
非支配株主持分	-	-
純資産合計	12,695	149,354
負債純資産合計	17,274,246	15,171,342

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上高	10,036,845	12,768,898
売上原価	9,460,867	11,442,250
売上総利益	575,977	1,326,647
販売費及び一般管理費	1,144,872	1,286,413
営業利益又は営業損失()	568,894	40,234
営業外収益		
受取利息	8,286	7,470
持分法による投資利益	-	25,157
受取家賃	24,311	25,660
為替差益	467,143	7,437
受取保険金	9,670	22,767
助成金収入	747,925	94,965
デリバティブ評価益	76,037	-
協賛金収入	64,503	63,363
原油スワップ差益	54,115	129,872
その他	33,502	21,842
営業外収益合計	1,485,497	398,537
営業外費用		
支払利息	104,539	92,706
支払手数料	35,597	37,172
シンジケートローン手数料	7,000	6,750
持分法による投資損失	17,749	-
デリバティブ評価損	-	117,515
その他	212	517
営業外費用合計	165,097	254,660
経常利益	751,504	184,110
特別利益		
固定資産売却益	-	253
投資有価証券売却益	-	114,031
新株予約権戻入益	18,987	29,622
持分変動利益	21,401	-
特別利益合計	40,388	143,907
特別損失		
固定資産除却損	29,441	4,049
減損損失	2,571,921	472,211
開業費償却	81,998	-
原状回復費	-	5,079
特別損失合計	2,683,362	481,339
税金等調整前当期純損失()	1,891,468	153,320
法人税、住民税及び事業税	197,775	151,092
法人税等調整額	71,671	46
法人税等合計	126,103	151,138
当期純損失()	2,017,572	304,459
非支配株主に帰属する当期純損失()	38,281	-
親会社株主に帰属する当期純損失()	1,979,290	304,459

連結包括利益計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純損失()	2,017,572	304,459
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	25,197	1,862
為替換算調整勘定	134,360	15,210
持分法適用会社に対する持分相当額	19,147	789
その他の包括利益合計	90,015	17,862
包括利益	2,107,587	286,597
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,066,085	286,597
非支配株主に係る包括利益	41,502	-

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,683,193	3,271,825	5,806,105	36,305	1,112,606
当期変動額					
新株の発行	290,145	290,145			580,290
剰余金の配当					-
親会社株主に帰属する 当期純損失()			1,979,290		1,979,290
自己株式の処分		14,733		36,268	21,534
持分法の適用範囲の変 動			119,765		119,765
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		2,235			2,235
当期変動額合計	290,145	277,647	1,859,524	36,268	1,255,463
当期末残高	3,973,338	3,549,472	7,665,630	37	142,856

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	28,006	61,770	89,777	308,164	-	1,330,993
当期変動額						
新株の発行						580,290
剰余金の配当						-
親会社株主に帰属する 当期純損失()						1,979,290
自己株式の処分				112		21,421
持分法の適用範囲の変 動		17,658	17,658			102,107
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	25,197	112,390	87,192	16,738		68,218
当期変動額合計	25,197	130,048	104,850	16,625	-	1,343,688
当期末残高	2,808	191,819	194,627	324,789	-	12,695

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,973,338	3,549,472	7,665,630	37	142,856
当期変動額					
新株の発行	243,171	243,171			486,342
剰余金の配当					-
親会社株主に帰属する 当期純損失()			304,459		304,459
自己株式の処分					-
持分法の適用範囲の変 動					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	243,171	243,171	304,459	-	181,883
当期末残高	4,216,509	3,792,643	7,970,090	37	39,026

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	2,808	191,819	194,627	324,789	-	12,695
当期変動額						
新株の発行				54,146		432,196
剰余金の配当						-
親会社株主に帰属する 当期純損失()						304,459
自己株式の処分						-
持分法の適用範囲の変 動						-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,652	15,210	17,862	16,450		34,312
当期変動額合計	2,652	15,210	17,862	37,696	-	162,049
当期末残高	156	176,609	176,765	287,093	-	149,354

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	1,891,468	153,320
減価償却費	935,229	781,585
のれん償却額	20,703	-
株式報酬費用	47,328	40,193
減損損失	2,571,921	472,211
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	103	12,499
貸倒引当金の増減額(は減少)	51,808	2,114
賞与引当金の増減額(は減少)	1,996	7,192
受取利息及び受取配当金	9,006	7,470
新株予約権戻入益	18,987	29,622
支払利息	104,539	92,706
為替差損益(は益)	467,143	9,552
売上債権の増減額(は増加)	14,237	99,898
棚卸資産の増減額(は増加)	3,229	791
未収消費税等の増減額(は増加)	4,372	173,761
未払消費税等の増減額(は減少)	62,742	468,420
仕入債務の増減額(は減少)	53,484	213,739
建設協力金の賃料相殺	75,889	62,689
未払金の増減額(は減少)	9,128	121,210
繰延資産の増減額(は増加)	60,810	-
持分法による投資損益(は益)	17,749	25,157
デリバティブ評価損益(は益)	76,037	117,515
助成金収入	747,925	94,965
投資有価証券売却損益(は益)	-	114,031
その他	212,945	74,142
小計	899,479	1,020,044
利息及び配当金の受取額	7,885	6,502
利息の支払額	105,049	93,652
助成金の受取額	747,925	94,965
法人税等の支払額	56,710	191,625
法人税等の還付額	5,623	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,499,153	836,235

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	70,000	59,280
定期預金の払戻による収入	17,500	59,280
有形固定資産の取得による支出	471,302	353,264
資産除去債務の履行による支出	39,731	-
差入保証金の差入による支出	203,683	17,470
差入保証金の回収による収入	114,971	23,212
貸付金の回収による収入	457	466
投資有価証券の売却による収入	-	525,317
その他	4,040	2,709
投資活動によるキャッシュ・フロー	655,828	175,552
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(は減少)	135,797	315,447
長期借入金の返済による支出	-	1,845,377
割賦債務の返済による支出	40,864	32,847
株式の発行による収入	568,678	432,196
非支配株主からの払込みによる収入	52,035	-
配当金の支払額	8,832	7
新株予約権の発行による収入	-	5,880
自己株式の処分による収入	21,431	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	456,651	1,755,602
現金及び現金同等物に係る換算差額	84,822	791
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,384,798	743,023
現金及び現金同等物の期首残高	4,788,176	6,172,975
現金及び現金同等物の期末残高	6,172,975	5,429,952

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

当社グループは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、継続して重要な親会社株主に帰属する当期純損失を計上した結果、前連結会計年度末の純資産は12百万円の債務超過となりました。しかしながら、当連結会計年度においては、中国でのゼロコロナ政策に基づく臨時休業や減損損失の計上が大きく影響し、親会社株主に帰属する当期純損失となったものの、ファシリティ型新株予約権の行使による資金調達等により、当連結会計年度末の純資産は149百万円となり債務超過を解消いたしました。

一方で、当社の有利子負債については、すべての取引金融機関からの支援(返済猶予)を受けるなど理解を得られていますが、業績や財務体質が正常化するまで支援が確約されているものではないことから、当社グループは継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、有利子負債の圧縮等により金融機関との取引の正常化の早期実現に向けて注力しております。返済原資となる資金の獲得等の取り組みにより、業績の改善及び財務資本の強化を図りつつ、当該状況の解消、改善に努めてまいります。しかしながら、これら対応策は実施途上であることから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を反映しておりません。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取保険金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度において独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示しておりました43,172千円は、「受取保険金」9,670千円、「その他」33,502千円として組替えております。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

当連結会計年度において、新株予約権の行使により資本金及び資本準備金がそれぞれ243,171千円増加しております。

この結果、当連結会計年度において、資本金が4,216,509千円、資本準備金が1,563,109千円となっております。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額(注)	連結財務諸表 計上額
	日本	中国	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	8,374,579	1,662,265	10,036,845	-	10,036,845
外部顧客への売上高	8,374,579	1,662,265	10,036,845	-	10,036,845
セグメント間の内部 売上高又は振替高	32,995	-	32,995	32,995	-
計	8,407,575	1,662,265	10,069,840	32,995	10,036,845
セグメント利益または セグメント損失()	476,694	45,828	430,866	138,028	568,894
セグメント資産	16,982,162	3,329,824	20,311,987	3,037,740	17,274,246
その他の項目					
減価償却費	615,686	305,867	921,553	13,676	935,229
のれん償却額	20,703	-	20,703	-	20,703
のれん残高	-	-	-	-	-
減損損失	1,204,081	1,367,840	2,571,921	-	2,571,921
持分法適用会社への投資額	-	-	-	326,339	326,339
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	276,005	112,063	388,069	-	388,069

(注) 1 セグメント利益またはセグメント損失()の調整額 138,028千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、当該全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント資産の調整額 3,037,740千円には、報告セグメント間の相殺消去 3,967,089千円、各報告セグメントに配分していない全社資産929,349千円が含まれております。全社資産は主に報告セグメントに帰属しない現金預金、投資有価証券、関連会社株式、貸付金、管理部門に係る資産であります。

3 減価償却費の調整額13,676千円は、各報告セグメントに帰属しない全社資産での減価償却費であります。

4 減損損失は、土地、建物、建物付属設備、構築物、工具器具備品、建設仮勘定等の有形固定資産及びソフトウェア、水道施設利用権等の無形固定資産及びのれんによるものであります。

5 持分法適用会社への投資額の調整額326,339千円は、各報告セグメントに属していないものであります。

6 セグメント利益またはセグメント損失()は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額(注)	連結財務諸表 計上額
	日本	中国	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	11,667,259	1,101,638	12,768,898	-	12,768,898
外部顧客への売上高	11,667,259	1,101,638	12,768,898	-	12,768,898
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	11,667,259	1,101,638	12,768,898	-	12,768,898
セグメント利益または セグメント損失()	584,363	393,826	190,536	150,302	40,234
セグメント資産	16,031,695	2,715,808	18,747,503	3,576,160	15,171,342
その他の項目					
減価償却費	534,708	237,499	772,208	9,377	781,585
のれん償却額	-	-	-	-	-
のれん残高	-	-	-	-	-
減損損失	114,940	357,271	472,211	-	472,211
持分法適用会社への投資額	-	-	-	345,086	345,086
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	424,103	21,265	445,369	-	445,369

(注) 1 セグメント利益またはセグメント損失()の調整額 150,302千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、当該全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント資産の調整額 3,576,160千円には、報告セグメント間の相殺消去460,184千円、各報告セグメントに配分していない全社資産 4,036,345千円が含まれております。全社資産は主に報告セグメントに帰属しない現金預金、投資有価証券、関連会社株式、貸付金、管理部門に係る資産であります。

3 減価償却費の調整額9,377千円は、各報告セグメントに帰属しない全社資産での減価償却費であります。

4 減損損失は、建物、建物付属設備、構築物、工具器具備品、建設仮勘定等の有形固定資産及びソフトウェア、電話加入権等の無形固定資産によるものであります。

5 持分法適用会社への投資額の調整額345,086千円は、各報告セグメントに属していないものであります。

6 セグメント利益またはセグメント損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	16.33円	6.04円
1株当たり当期純損失金額()	99.20円	14.20円

(注) 1 前連結会計年度及び当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載していません。

2 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり当期純損失金額		
親会社株主に帰属する当期純損失金額() (千円)	1,979,290	304,459
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失金額() (千円)	1,979,290	304,459
普通株式の期中平均株式数 (株)	19,952,000	21,441,635

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	12,695	149,354
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	324,789	287,093
(うち新株予約権)	(324,789)	(287,093)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	337,484	137,739
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	20,662,525	22,808,225

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第43期)	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	2022年8月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第44期第3四半期)	自 2022年10月1日 至 2022年12月31日	2023年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年8月26日

株式会社極楽湯ホールディングス
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指定社員 公認会計士 原 伸 之
業務執行社員指定社員 公認会計士 谷 田 修 一
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社極楽湯ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社極楽湯ホールディングス及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、会社グループは継続的に営業損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、当連結会計年度における連結貸借対照表は債務超過となっている。また、会社グループの有利子負債は手元流動性に比して高水準な状況にあり、取引金融機関には継続して返済猶予の支援を受けており、現時点では業績や財務体質が正常化するまで支援が確約されているものではないことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

店舗固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は当連結会計年度の連結財務諸表において、有形固定資産7,773,811千円及び減損損失2,571,921千円を計上している。会社の有形固定資産のほとんどは日本及び中国の温浴施設である。</p> <p>会社は、注記事項(連結損益計算書関係)に記載されている通り、店舗ごとに資産をグルーピングしており、店舗別に減損の兆候の有無を把握し、兆候が識別された店舗に関して、減損損失の認識の判定を行っている。</p> <p>減損の兆候があり、当該店舗から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、回収可能価額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として計上している。</p> <p>減損損失の認識及び測定において使用する回収可能価額は、将来の事業計画及び過去の実績等を考慮して計算された将来キャッシュ・フローの見積りや割引率等の複数の仮定に基づいているが、これらは今後の市場環境の変化により影響を受ける可能性があり、新型コロナウイルス感染拡大の影響により不確実性が高まっている。また、経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、有形固定資産の減損の兆候判定、減損損失の認識及び測定について、主として、以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>固定資産の減損の兆候、減損損失の認識の判定及び測定に関連する内部統制を理解し、その整備・運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に将来の事業計画及び過去の実績等を基にした将来キャッシュ・フローの見積りが合理的な仮定に基づき行われていることに関連する統制に焦点を当てて評価を実施した。</p> <p>(2) 減損の兆候判断の妥当性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社が利用可能な情報に基づき、減損の兆候を把握していることを確かめるため、経営者等へ質問を実施するとともに、兆候判定方法の妥当性を検討し、作成基礎資料との突合及び共通費の按分計算の検討を踏まえ、その正確性を検討した。 <p>(3) 将来キャッシュ・フローの見積りの妥当性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来キャッシュ・フローの見積りの妥当性を評価するために、次年度の予算と当期実績の比較を実施し、利用される事業計画が実行可能で合理的なものであるか経営者等に質問を実施するとともに、取締役会で承認された次年度の予算との整合性を検討した。 ・将来キャッシュ・フローの見積り方法等、減損会計における経営者の各仮定の妥当性を検討し、計算への反映を確かめた。 ・割引率について、利用可能な外部データを用い、使用された割引率を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家と

しての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社極楽湯ホールディングスの2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社極楽湯ホールディングスが2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年8月26日

株式会社極楽湯ホールディングス

取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指定社員

業務執行社員

公認会計士

原

伸

之

指定社員

業務執行社員

公認会計士

谷

田

修

一

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社極楽湯ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第43期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社極楽湯ホールディングスの2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、会社は継続的に営業損失及び当期純損失を計上しており、当事業年度末における貸借対照表は債務超過となっている。また、会社グループの有利子負債は手元流動性に比して高水準な状況にあり、取引金融機関には継続して返済猶予の支援を受けており、現時点では業績や財務体質が正常化するまで支援が確約されているものではないことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

関係会社への貸付金の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当事業年度の貸借対照表において、関係会社貸付金、関係会社長期貸付金、関係会社社債を合計11,186,843千円(以下、これらの合計を「関係会社への貸付金」とする)を計上しており、また、損益計算書において、貸倒引当金繰入額を5,143,820千円計上している。</p> <p>会社は、注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、関係会社への貸付金について、主に各関係会社の純資産等の財務内容に基づき、個別に回収可能性を判断し、回収不能見込み額に対し引当処理を行っている。</p> <p>関係会社への貸付金は、全て連結子会社に対する貸付金であるが、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、貸付先の連結子会社には債務超過となっている会社が含まれる。また、会社は、新型コロナウイルス感染拡大の影響について、2023年度にかけて回復していくものと見込んでいるものの、債務超過ではない連結子会社への貸付金も、当初の予定よりも返済が長期化する見込みの貸付金が存在しており、見積りの不確実性が増している。</p> <p>当監査法人は、会社の関係会社への貸付金及び損失計上額は貸借対照表及び損益計算書における金額的重要性が高く、また、見積りの不確実性が高い貸付金が一部含まれていることから、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社への貸付金の評価について、主として、以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 関係会社投融資の評価に関連する一連の決算・財務報告プロセスの内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 関係会社貸付金の評価の妥当性の検討 ・会社による関係会社貸付金の評価結果の妥当性を検討するため、その判断材料となる各社の財政状態、返済状況等が適切に把握されていることを確かめ、財務内容評価法が適切に適用されていることを確かめた。 ・債務超過ではない連結子会社への貸付金について、回収計画について、回収方針に関する取締役会議事録の閲覧及び締結された契約書との整合性を検討した。 ・関係会社貸付金について、各社の回収不能見込み額に基づき、適切に貸倒引当金が計上されていることを確かめた。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年2月14日

株式会社極楽湯ホールディングス

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員

業務執行社員

公認会計士

茂木

秀俊

代表社員

業務執行社員

公認会計士

山中

康之

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社極楽湯ホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2022年10月1日から2022年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2022年4月1日から2022年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社極楽湯ホールディングス及び連結子会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループは、継続して重要な親会社株主に帰属する当期純損失を計上した結果、前連結会計年度末に債務超過となった。当第3四半期連結会計期間においても、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する四半期純損失を計上したが、ファシリティ型新株予約権の行使による資金調達等で、当第3四半期連結会計期間末の純資産は158百万円に回復したものの依然として脆弱である。更に、会社の有利子負債について、取引金融機関からの支援(返済猶予)について理解を得られているものの、現時点では業績や財務体質が正常化するまで支援が確約されているものではないことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の2022年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して2022年2月14日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して2022年8月26日付けで無限定適正意見を表明している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて

継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。